

中海・宍道湖・大山圏域市長会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、中海・宍道湖・大山圏域市長会（以下「市長会」という。）という。

(目的)

第2条 市長会は、中海・宍道湖・大山圏域の行政上の共通課題等について連絡調整を行い、本圏域の総合的かつ一体的な発展の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 市長会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中海・宍道湖・大山圏域の発展方策の検討及び連絡調整に関する事。
- (2) 中海・宍道湖・大山圏域の一体的な発展に向けた共同事業の推進に関する事。
- (3) その他目的達成のために必要と認められる事項。

(構成)

第4条 市長会は、米子市、境港市、松江市、出雲市及び安来市（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

(組織)

第5条 市長会は、構成団体の長（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- 2 市長会に顧問及びオブザーバーを置くことができる。
- 3 前項のオブザーバーは、鳥取県西部町村会の会長とする。

(会長等)

第6条 市長会に会長1名及び副会長2名を置き、構成員が互選によりこれを定めるものとし、その期間は、2年とする。

- 2 市長会に監事2名を置き、構成員が互選によりこれを定めるものとし、その期間は、2年とする。

(会長等の職務)

第7条 会長は、市長会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(会議)

第8条 市長会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、構成員からの会議の開催請求があったときは、速やかに会議を招集するものとする。
- 3 会議には、必要に応じて、関係自治体職員及び学識経験者等を出席させ、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第9条 市長会の事務を円滑に処理するため、市長会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、構成団体の企画担当部長及び企画担当課長をもって組織する。
- 3 幹事会の運営について必要な事項は、構成団体が協議して、別に定める。

(副市長会)

第10条 幹事会が行う事務のうち、特に重要な事項を協議するため、市長会に副市長会を置くことができる。

- 2 副市長会は、構成団体の副市長、企画担当部長及び企画担当課長をもって組織する。
- 3 副市長会の運営について必要な事項は、構成団体が協議して、別に定める。

(事務局)

第11条 市長会に事務局を置く。

- 2 事務局は、松江市玉湯町湯町1793番地（松江市玉湯支所内）に設置する。
- 3 事務局の職員は、構成団体から派遣する。ただし、必要に応じて構成団体以外から受け入れることができる。
- 4 事務局の運営について必要な事項は、構成団体が協議して、別に定める。

(経費)

第12条 市長会の運営に必要な経費は、構成団体の負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 市長会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 市長会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、市長会の運営に関し必要な事項は、構成団体が協議して、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成28年4月1日から施行する。